

税理士の未来を考える

第7回定時代議員総会

7月13日 東京税理士会館にて開催

全国青年青理士連盟第七回定時代議員総会、東京大会は七月十三日税理士会の中心地、東京税理士会館を会場として開催される。青年の青年たる条件は純粹な思考と熱情あふれる行動力である。

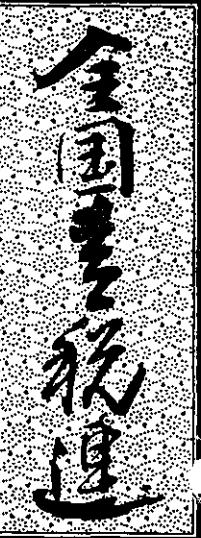
全国の青年税理士が一同に会し、その意志を披瀝しあい確認しあう場として今回は分科会型式による研究会が初めて企画される。全國の会員諸兄姉の積極的な発言を期待する。

分科会は「税理士の未来を考える」の統一テーマの下に商法問題、小規模納税者問題、質問検査権、法律的観点よりみた事務所経営、ヨーロッパ税理士制度視察団報告の五つのテーマを軸として展開される。

税理士法改正問題、小規模納税者問題等われわれ税理士の将来に直接影響を及ぼす制度的問題が山積する折、代議員総会に多数の会員の参加を得て全国青税連の今後一年間の方針を確立るものとされんことを希望する。

第七回全青税総会に結集して下さい。

税理士の未来を憂うるならば



青年税理士は
税理士法改正
の推進力にな
ろう！

全国青年税理士連盟

第七回代議員総会

東京大会に結集せよ！

I 第七回定時代議員総会

1 日時 昭和49年7月13日(土)開場11時

2 会場 東京税理士会館
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6

3 交通 東京駅より△電車▽国電中央線千駄ヶ谷駅下車徒歩5分
上野駅より△電車▽国電山手線代々木駅下車徒歩6分
TEL (03) 356-14466

第一部 分科会型式による研究会

統一テーマ 税理士の未来を考える

1 商法問題
2 小規模納税者問題
3 質問検査権
4 法律的観点からみた事務所経営
5 ヨーロッパ税理士制度視察団報告

第二部 定時代議員総会

1 懇親会 東京税理士館4階ホール

2 ナイトツアーエントリー

(希望者による参加、一流クラブを中心夜の東京をお楽しみ下さい)

IV 翌日の催物 (十四日、日曜日)

ゴルフ同好会

2 会員懇談会 (帝国ホテル会議室)
神奈川県平塚レイクウッドG・C

◆一年を回顧◆

会員に心から感謝

会長 萩野 弘康

小企業対策を迫られる

ず、正論によって、正義を貫いた。

「商法改正反対国民会議」に結集した同志と力を合わせ、熱心に、

ネバリ強く陳情活動を続けた。

財界、官界、公認会計士協会、

結果では日税連という強大な推進勢力をもつてしても、我々の正論には抗しきれず、一般法では、稀に

スに六〇名近くの会員が乗り込み、

国会陳情へ向った。

七月三日に、日税連会長が自民党法務部会で収束を表明した直後

参議員会館では、多数の議員が激励にかけつけてくれた。

昨年の七月十九日の代議員総会から今年の三月十九日衆議院で「商法改正案」が成立するまで、

青税連はその総力を結集して戦つたのである。

商法改正が成立した今、静かに

ふりかえってみると青税連史上、空前の激しい戦いであった。

全国青税連は、いかなる圧力にも屈せず、流言飛語にも惑わされ

華に、今後の法対活動をやつていきたいと思う。

「税理士法改正運動」を前に我々は貴重な教訓を得た。

「商法のように戦おう」を合言葉に、

法対運動で示した

青税連の団結

激動の一年も、総会を期に終る

うとしている。

制度問題を中心に、連盟の諸活動は活発に行われた。商法問題では、総会の翌日から、貸し切りバ

スに六〇名近くの会員が乗り込み、

国会陳情へ向った。

七月三日に、日税連会長が自民

党法務部会で収束を表明した直後

参議員会館では、多数の議員が激励にかけつけてくれた。

昨年の七月十九日の代議員総会から今年の三月十九日衆議院で「商法改正案」が成立するまで、

青税連はその総力を結集して戦つたのである。

商法改正が成立した今、静かに

ふりかえってみると青税連史上、空前の激しい戦いであった。

全国青税連は、いかなる圧力にも屈せず、流言飛語にも惑わされ

展にも悪影響を与えることなど、いろいろな角度から慎重に検討しなければならない。

いろいろな角度から慎重に検討しなければならない。

付加価値税導入の危機

日本経済新聞の報ずるところによると（6・13）財界は「福祉財源の切り札」として付加価値税の導入に積極的である。

翌日の同紙では、相沢大蔵次官がこれを裏付けるように、付加価値税は前向きに取組む旨の意見表

がこれに付けるよう、付加価値税は前向きに取組む旨の意見表

がこれを裏付けるよう、付加価値税は前向きに取組む旨の意見表

や二年有余を経過している。商法問題があつたとはいえ、法改正に真剣に取組もうといふ熱意が日税連には欠如している。むしろ、「基本要綱」の修正（特

試・使命・税務監査など）さえ伝えたところがある。

我々は、このような沈滞ムードがこれに付けるよう、付加価値税は前向きに取組む旨の意見表

がこれを裏付けるよう、付加価値税は前向きに取組む旨の意見表

税理士制度視察団

ヨーロッパに飛び

その後に、日税連が「税理士法改正に関する基調」を採択して以来、早

会員各位に心から感謝

代議員総会を迎えるに際し、本年度における本連盟の諸活動に対する温かい御支援に心から感謝いたします。

事業年度中の成果は、すべて会員各位の努力の賜である。

又、本年度中に生じた会務執行中の混乱は挙げて私の責に帰する。ここに、お詫び申上げると共に、明日の発展を期して、代議員総会への積極的参加を希望する。

ヨーロッパ

税理士制度視察団

成果をあげ帰国す

主張

昨年七月十五日の神奈川大会以来一年を経過した。

この改正商法が十月実施後具体的に如何なる重大なる影響を与えてくるか政令、省令の決定を見ない迄も考え得ることである。着々と進行される商法実施により起る税理士への圧迫は現実のものとして頭われるが全ての責任は全国青年税連ではない。

過去数回にわたる納税者を含めた商法改悪反対決起大会の決議を踏みにじり、一片の号外により

全税理士に背をむけた日税連独断執行部にこの責めは負つてもらわねばならない。

それは形式的適正な民主的討議の問題として把えるのではなく、実体論として全国の税理士はどう

問題は「国民投票」というコンセプトを求める。ともあれ商法は終束され、新たな目標はわれわれの憲法税理士法改正問題に移った。

そして現在税務収支官庁の並々と税務官庁の労務対策の一環として下請させられねばならないなを与えられたが故に納税者の底辺をも税務官庁の労務対策の一環として行動するのである。個人として動くの

らである。現状において果して「独占権」は完全な納税者に対する権利擁護の壁たり得ているであろうか、この不完全な「独占権」

を与えられたが故に納税者の底辺をも税務官庁の労務対策の一環として行動するのである。個人として動くのうちに違い存在としてはならない。まして長い期間とエネルギーに来ているのではないか。

税理士法改正問題は時間的経過のうちに違い存在としてはならない。まして長い期間とエネルギーを積み重ねて一致を得た「基本要綱」が商法改悪反対決議の如く棚ざらしとなる可能性も考えられる。現在われわれは組織として法改正の意欲をきき立て全税理士の注意を喚起しつつ継続する行動をとらねばならない。

以上幾つかの難問が横たわるが環境ではあるが全国青税連の組織は青年の純粋な思考力と行動力により確実に前進しなければならない。われわれは組織として行動するのであり、個人として動くのであり、個人として動くのではない。全国青税連たる組織の中で分析し、討議し、行動し、反省し、又行動するのである。この意味では本年度における多少の組織的混亂はかえって結束力を強め、「全国青税連とは一体何か」を自ら問い合わせ思考するよい機会となつたことは一つの収穫であった。

この個々の会員の意志を組織に生かし、確実に実行させるためにも第七回東京大会に多数の会員が参加されることが望まれる。

たゆまづ思考し前進しよう

第七回代議員総会を迎えて

税理士制度視察団は、数々の貴重な情報を収集して五月七日団員二十七名が全員元氣で帰國した。

四月二十五日羽田空港を出発して以来、十日間の研究視察旅行という強行軍にもめげず、両連盟からの参加者は、「税理士制度発展」に賛げる意気込みと根性をヨーロッパ各地の随所で發揮した。

その真剣な訪問は、各国で温く迎えられ、納税者の権利擁護のために、戦う団員に、國境を越えて激励と拍手が送られた。

ヨーロッパ税理士制度視察団声明

- (1) 訪問した10ヶ国全てに『納税者を援助する職業人』が存在し、全ての国においてこれらの人々に面接することが出来た。
- (2) 『納税者を援助する職業人』の制度は、その国の歴史的背景によってさまざまの興味ある特徴点をもっていることがわかった。
- (3) その中で、共通的に認められる特徴点の一つは『納税者を援助する職業』は誰でも行うことが出来るということである。
- (4) ほとんどの国において『納税者を援助する職業人』は国家権力から完全に独立しており、また税務官吏に対する特別な試験免除制度も存在しないことがわかった。
- (5) 付加価値税の導入によって記帳義務が強いられ、これが中小業者と『納税者を援助する職業人』に新たな問題を提起しつつある。

1974. 5. 7

羽田空港にて

ヨーロッパ税理士制度視察団
団長 久保田秀雄

ヨーロッパ税理士制度観察団

自ら勝ちとつた制度的発展

総括報告

およそ税の存する国には、「納税者を援助する職業人」が存する筈である。

我々が訪問した西ヨーロッパ10

なつており、納税者の自由な選択に委ねられている。

おおむね、学卒のドクターなら、

充分に業たりうるのであって、我

國に戰前存在した旧計理士と似た

感じである。

すなわち、独占権が法制化され

ている我が国と正反対であるが、唯、

單に、誰でもできるからこそ、自

ら進んで協会をつくり、加盟し、

その協会が会員を束縛する規則を

もち、眞の信頼をうるよう不斷の

努力を払っている姿が見受けられ

た。そして、その結果これらの人々

が、自らの職業を守り、その制度

の發展を勝ちとつた歴史のあ

とを見聞することができた。

法的独占権のない国に良い制度

秀れているオランダの制度

は、法律上は誰でもできる」とだ

り、大いに参考となるであらう。

独占権の法制上の存否の觀点から見るなら、ヨーロッパの制度を大きく、フランス型と西ドイツ型に分けることができる。

納税者の利益を守ることが使命
—國家の監督全くなし—

「納税者を援助する職業人」が使

命とするものは、何であるうか。

このことは、すべての国において

ハッキリとしていた。

すなわち、納税者の利益を守る

ことである。

我々が我国の税理士法上の「中

正な立場」を話しても、彼等には

とうてい理解できなかつた。

というより、それなら「あなた

方は公務員なのか」と反問される

始末であつた。

納税者の側に立つてこそ、成立

する職業であるということをいや

といふ程知らされた。

その点で、代理の概念が、民法

上の、私法上の概念として完全に理

解されており、それ以外の特別概念は、立法上も、又、實際上もあり得ないということであった。

このように、納税者の側に立つて業務を行う自由職業人であるから、國などの干渉、監督は一切受けないのが、いうまでもない。ただ西ドイツにおいては、カ

ンマ(協会)だけが法律上の監督

を受けることになっているが、こ

れも実態をみたところでは、我國

と比して全く問題とならず、自治

権が犯されている例証を挙げること

ができなかつた。

即ち、「納税者を援助する職業

人」は、本来、法律、税務顧問の

援助をすることを主要な目的とし

ており、たんなる記帳、決算事務

は、他の人にまかせているという

ことである。

フランス、スイス、イタリー、

ベルギー、オランダなどでは、と

くに、会計の仕事にはタッチせ

ず、税務、法律面の仕事だけを専

門に行う一定の職業群が存在して

おり、これらの人々は、主として、税務に明るい人々によつて構成されている。

オランダにある訴訟代理

税務訴訟について、「納税者を

援助する職業人」が、一般の裁判

所において、弁護活動を行なうこ



（ヨーロッパ税理士制度規約）のメンバー

とがでるのは、オランダ（地裁、高裁）とスイスの下級裁判所にみられた。

中でも、オランダにおいては、納税者の訴訟代理人を名乗つて法廷にのぞみ、貴重な判例事案を得ている。西ドイツにおいては、財政裁判所での訴訟代理権が与えられている。

西ドイツにおいては、財政裁判所での訴訟代理権が与えられている。

一定の条件で法人化も可

「納税者を援助する職業人」が何人か集つて業務を行うことは、全く自由で、単にそれがパートナーシップか、一般の会社登記法に基き、登記された法人であるかは問題ではない。

ヨーロッパで最も大きいのは、我々が訪問したフランスの会社で有資格者二百人、従業員千六百人、唯、西ドイツのように会社として登記する場合には、必ず有資格者が過半数以上参加していかなければならないという規制の国もある。

対象となるものにおこなうと
も、契約は自由に成立することが原則であるというヨーロッパ的考

え方に根柢があるのであつて、特に「納税者を援助する職業人」によるものではなくて、大工さんにも、左官屋さんにも、同じように自由職業人と契約関係にある依頼者との信頼を担保するためにあるわけである。

しかし、職業保険の前提是、これららの職業人が官厅から自由であり、自治権があり、同時に、完全に納税者の代理人たることである。

付加価値税その煩雑さに 怨嗟の声

付加価値税のもう諸問題については、すでに昨年の視察団が明らかにしたところである。

昨年より実施したイギリス、オーストリア、イタリアなど、付加価値税に対する不満の声をたくさん聞いた。

物価に与えた影響もさることながら、税務行政面、たとえば、記帳の煩雑さなど、怨嗟の声が多く、その面から「納税者を援助する職業人」と中小業者にとって、けつて無闇心ではいられない税である。これは、保険制度は、保険

遅れている我国の税理士法

さて、以上のように、概略、「納税者を援助する職業人」の状況をつかんだところで、我国における「税理士法改正運動」を率直に見つめなければならない。

今、我々は、我国の税理士法がその基本的ないくつかの点で、いかに前近代的な違れた「法」であるかを知ることができた。

一日も早く、自治権をもち、納税者の側に立った法改正をめざさなければならぬことはいうまでもないことであるが、その前提には、税制、税務行政さらに広く、経済的・社会的背景が存在することを忘れてはならない。

ヨーロッパ諸国における民主主義的諸条件、それらをからつてきた民族の歴史を決つしてみがすこととはできない。

従つて、我々も、一人税理士法だけが、そうした背景とかけ離れて存在していないことを充分認識した上で、着実に一步ずつ前進していくしかねばならないだろう。

（ヨーロッパ税理士制度報告書）は、7月13日に行われる代議員総会の当日、実費にて販売されます。総会に参加し、皆さんこそつて購入して下さい。）

私は提言する

一人でも多くの参加を

唐木田 明 雄

東京大会を境として、新旧年度が交代する。この年度、総務部を担当したが、充分に会務を全うしたとは決して考えていない。意識的に省略を図った会務もあるし、結果として、そうなつたものもあり、従つて会員一般に満足されなかつたことは、残念ながら自認している。同時に精一杯であった。

省略化のてん末

年初、私は総務事務の省略化を口約した。正直なところ、何を、どのように省略するのか、具体策は無かつた。ただ、口約することによって、他の役員諸君を牽制し、すくんで、協力惜しみなき態勢確立を心ひそかに期待したのである。総務部内においても、第一回部会で、その旨を確認して、部内事務の分掌化に了解を求めた。つまり理事会開催地の部員が、会議事務（設営、管理等）を担当することを申し合せたのだが、部分的にしか果せなかつた。何よりも、

欠席され、どうしようも無いことが度々であった。人情の致すところと云えば諒めもつくが、これは、しかし大した問題ではない。

それより、私は却つて分担作業を増加してしまつたのである。例えれば代議員ニュースであるが、前年は会報に間借りすることで、作業を省略していたものを、再び独立させ、これは最後まで私一人の作業で終つた。このニュースは、

御存知の通り、執行部の状況を伝達し、運動理解が目的であるから、少なくも、私以上に執行部の動向に詳しく、私以上に正確にこれを把握し、ニュースという性格から、速報性も求められる。結果、この要請を満たすには、一人

年は会報に間借りすることで、作業を省略していたものを、再び独立させ、これは最後まで私一人の作業で終つた。このニュースは、

ような、全青税の会報活動といふ問題提起にも繋がつたと考えている。

独善かも知れないが、私にはそれがなりに根拠がある。本年度は組

織拡大を強力にし、私も青森、岩手、静岡、鹿児島に向した。各地の会員と接触して、予想以上に地方と東京の距離を自覚した。最も頭著なものとして、「商法」があつた。丁度、日税連が「収束」宣言した直後で、執行部は眉を決して対策に苦慮していた時期であつたが、各地の反応は誠に冷静且つ第三者的な認識であり、勿論、われわれの説明で納得はされたが、正に隔靴搔痒の感を深くしたのであつた。

全青税の実情

全青税は殆んど毎月理事会を開催した。その都度、大阪、名古屋、また東京へと役員は出向する。こ

のようにして、組織は運動を継続した。隠すまでもなく、役員の多くは適当に、或は全く会議に欠席した。こう書くと、全青税を、少

数執行部の組織と誇り、極端には運動そのものを否定する声が生じるかも知れない。

組織、運動と言ふ時、総員が堂に会し、命令一下歩調高く前進する。そんな概念が形成されてい

る。そして、こうした国式は、組織外で固定化した観念であることも確かである。全青税について云うなら、役員個々は、それぞれの条件の中で、自己の納得した範囲で活動しているのである。政策がどのようにして企画されたかは重要でない。その政策が会員に同意されるものであつたか、どうかが問題なのである。

ダイナマイトの威力

も、実際に今年度の理事会すべての議題となつて、時々の情勢を吸収していった。だからこそ、「国民會議」に参加でき、商法成立の今なお、組織は存立しているのである。点火作業は一人でも、ダイナマイトの威力は大きい。

勿論、未完であるが故に、全青税は批判多き組織である。何よりも、会員にとって、更には税理士として、重要な組織である。運動そのものを否定する声が生じる。必要な度合に、より多く応えるかが知れない。

組織、運動と言ふ時、総員が堂に会し、命令一下歩調高く前進する。そんな概念が形成されてい

る。そして、こうした国式は、組織外で固定化した観念であることも確かである。全青税について云うなら、役員個々は、それぞれの条件の中で、自己の納得した範囲で活動しているのである。政策がどのようにして企画されたかは重要でない。その政策が会員に同意されるものであつたか、どうかが問題なのである。

編集後記

広報部に対する心暖まるはげましと御協力を感謝致します。

(渡辺)

全国青年税理士連盟
東京都荒川区南千住
3-25-14
電話 03(303) 2-328
税理士会連盟事務所内
発行人・会長 狩野弘康 己巳
編集人・広報部長 渡辺亮